

## 相続・贈与税顧問 平成 28 年贈与税対応版(Ver.H28.20)の予定

平成 28 年分の贈与税申告書に対応した「相続・贈与税顧問 平成 28 年贈与税対応版(Ver.H28.20)」のリリース予定についてご連絡します。

このプログラムは、平成 28 年 1 月 1 日以降に発生した相続税および贈与税の申告に使用していただけます。

なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. 贈与税 改正の概要
3. システムの対応内容 (予定)
4. 贈与税 平成 28 年分の先行入力、過年分データの利用について
5. バージョンアップについて
6. フォルダーの構成

### 1. 発行プログラム

#### 1-1. 発行プログラムとバージョンアップの対象

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
相続・贈与税顧問	Ver.H28.20	Ver.H28.10

- ・ CD-ROM には、次のセットアッププログラムも収録されています。(プロダクト ID 不要)  
相続・贈与税顧問 Ver.H23.21、Ver.H24.20、Ver.H25.20、Ver.H26.30、Ver.H27.30
- ・ 対象データは、平成 28 年版 (Ver.H28.10) および平成 27 年版 (Ver.H27.10/Ver.H27.20 /Ver.H27.30) で処理した案件データです。平成 27 年版の案件データは、「旧バージョンデータ読込」で移行します。
- ・ 財産評価顧問 (Ver.H28.1) からのデータ連動 (相続税申告書) が可能です。

#### 1-2. リリース時期 (予定)

提供方法	送品・公開日時
CD 送品開始 (予定)	2017 年 1 月 31 日 (火)
マイページからのダウンロード公開 (予定)	2017 年 1 月 23 日 (月) 9 時

※保守契約にご加入で、改版納入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様は、「エプソン会計システム マイページ」よりダウンロードが可能です。

(参考)

平成 28 年分贈与税の申告と納税は、平成 29 年 2 月 1 日 (水) から平成 29 年 3 月 15 日 (水) までです。

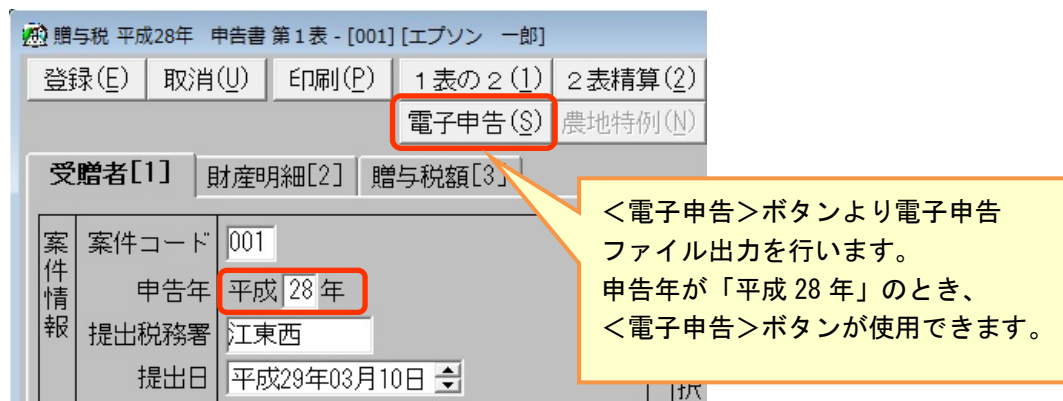
#### 1-3. 相続・贈与税顧問 期限付きプロダクト ID

Ver.H28.20 用の 2 週間限定プロダクト ID をご連絡します。

期限付きプロダクト ID : 175317-006544-620187-540321

## 1-4. 贈与税の電子申告対応について

平成28年分贈与税の電子申告に対応した「相続・贈与税顧問Ver.H28.2 電子申告対応版 Ver.e1」を2017年1月30日（月）にダウンロード公開する予定です。



## 1-5. サポート終了の案内表示について

2017年3月末のサポート終了に伴い、相続・贈与税顧問のセットアップランチャー画面起動時に、サポート終了の案内の画面をあわせて表示するように対応します。

エプソン「相続・贈与税顧問」サポート終了のご案内

平素は当社製品をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。  
エプソンでは、2014年に会計・税務システム「R4シリーズ」をリリースいたしました。  
これに伴い、**2017年3月末日をもちまして**従来商品「応援シリーズ」のサポートを終了いたします。つきましては、「R4シリーズ」への切り替えを、お早めにご検討いただきますようお願い申し上げます。  
※セットアップはこの画面を閉じて、セットアップランチャーから実行してください。

「相続・贈与税顧問」のサポート終了について

従来の「相続・贈与税顧問」は、後継商品「相続税顧問R4」のリリースに伴い、税制改正、新OS対応等のバージョンアッププログラムのご提供を、**2017年3月末日**に終了いたします。

「相続・贈与税顧問」から「相続税顧問R4」へのデータ移行について

現在ご利用の「相続・贈与税顧問」のデータは、エプソンR4シリーズ「相続税顧問R4」へ移行が可能です。

従来 相続・贈与税顧問 平成27年版 (財産評価顧問 平成27年版)	旧バージョンデータ読込	R4 相続税R4 平成27年版	旧バージョンデータ読込
従来 相続・贈与税顧問 平成28年版 (財産評価顧問 平成28年版)	旧バージョンデータ読込	R4 相続税R4 平成28年版	旧バージョンデータ読込

○ R4シリーズ「相続税R4」へのコンバートが可能です。

※「相続・贈与税顧問」及び「財産評価顧問」は、R4シリーズ「相続税顧問R4」へ統一されました。  
ご不明点は以下サイトまたは購入店窓口までお問い合わせください。  
[http://www.epson.jp/products/ac/support/oen\\_migration.htm](http://www.epson.jp/products/ac/support/oen_migration.htm)

## 2. 贈与税 改正の概要

贈与税システムに関する改正の内容は次のとおりです。

### 2-1. 贈与税の申告書へのマイナンバー（個人番号）の記載

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、平成28年分以降の贈与税の申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。

また、マイナンバーを記載した申告書を税務署に提出する際は、税務署で本人確認（番号確認と身元確認）を行うため、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

▼贈与税の申告書 第一表

平成 年 月 日提出 平成 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額  
の計算明細書) FD 4726

提出用

住所 (電話)

フリガナ

氏名

個人番号  
又は  
法人番号

生年  
月 日

職業

税務署整理欄(記入しないでください)

整理番号

名簿

補完

申告書提出  
年 月 日

財産  
細目  
コード

事件  
処理  
訂正  
債務  
修正  
枚数

第一表 (平成28年分以降用)

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

納税者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されました。

2-2. 住宅取得等資金の贈与税の非課税 適用期限の延長

平成 28 年 11 月 28 日付で公布・施行された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）」により改正された「住宅取得等資金の贈与税の非課税」について、適用期限が平成 33 年 12 月 31 日まで延長されました。それに伴い、非課税限度額に係る住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結期間が下表のように変更されました。

平成 27 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

■住宅取得等資金の受贈者ごとの非課税限度額

住宅用の家屋の種類 住宅用家屋の新築 等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の 住宅	消費税等の税率が 10% の場合	
			省エネ等住宅	左記以外の 住宅
平成 27 年 12 月 31 日まで	1,500 万円	1,000 万円	—	—
平成 28 年 1 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで	1,200 万円	700 万円	—	—
平成 31 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで	—	—	3,000 万円	2,500 万円
平成 32 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで	1,000 万円	500 万円	1,500 万円	1,000 万円
平成 33 年 4 月 1 日から 平成 33 年 12 月 31 日まで	800 万円	300 万円	1,200 万円	700 万円

■震災に係る住宅取得等資金の受贈者ごとの非課税限度額

住宅用の家屋の種類 住宅用家屋の新築 等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の 住宅	消費税等の税率が10%の場合	
			省エネ等住宅	左記以外の 住宅
平成33年12月31日まで	1,500万円	1,000万円	—	—
平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで			3,000万円	2,500万円
平成32年4月1日から 平成33年12月31日まで			1,500万円	1,000万円

### 2-3. 贈与税申告書等の様式変更

贈与税の次の帳票が変更される見込みです。

帳票名
第一表 贈与税の申告書
第一表の二 贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
第一表の三 贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
第三表 贈与税の修正申告書（別表）
第三表 贈与税の修正申告書（別表の付表）
相続時精算課税選択届出書

《参考》国税庁のホームページ

◆平成28年分贈与税の申告書等の様式一覧

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/zoyo/yoshiki2016/01.htm>

◆平成28年分贈与税の申告のしかた

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/zoyo/tebiki2016/01.htm>

## 3. システムの主な対応内容（予定）

贈与税改正に伴う主な対応内容は、以下のとおりです。

### 3-1. 贈与税 帳票の変更（贈与税改正対応）

システムで対応している贈与税関係の帳票の主な変更点は次の予定です。印刷フォーム、入力画面などを変更します。

表番号	変更内容
第一表	<ul style="list-style-type: none"> <li>欄外右上の帳票IDの変更</li> <li>「個人番号又は法人番号」欄の追加</li> <li>特例贈与財産に「過去の贈与税の申告状況」（年分、税務署）の記載欄が追加</li> <li>※過去に特例贈与に係る戸籍謄本等を提出している場合は、提出済みの税務署を記載することにより再提出が不要とされました。</li> <li>一般贈与財産の「続柄」の変更（兄弟姉妹[8]が削除）</li> </ul>

第一表の二	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ OCR 用紙に変更、欄外右上に帳票 ID 「FD4742」 が追加</li> <li>・ タイトルの年分：「平成 28 年分」に変更</li> <li>・ 「非課税限度額の計算」欄の追加</li> <li>・ 平成 27 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(33)の追加</li> <li>・ 住宅資金非課税限度額の残額(32)－(33) (34)の追加以降の項番のずれ</li> </ul>
第一表の三	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイトルの年分：「平成 28 年分」に変更</li> <li>・ 「非課税限度額の計算」欄の追加</li> <li>・ 平成 27 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(44)の追加</li> <li>・ 住宅資金非課税限度額の残額(43)－(44) (45)の追加以降の項番のずれ</li> </ul>
第三表（別表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイトルの年分：「平成 28 年分」に変更</li> <li>・ 第一表の二欄が「別表の付表」に移動</li> </ul>
第三表（別表の付表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイトルの年分：「平成 28 年分」に変更</li> <li>・ 第一表の二欄の追加</li> </ul>
相続時精算課税選択届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付書類に関する文言の変更</li> </ul>

### 3-2. 第一表の二(第一表の三)非課税枠の設定について

第一表の二（租税特別措置法適用）または第一表の三（震災特例法適用）が選択されている場合は、「非課税枠」の選択リストで適用を受ける金額を選択します。

The screenshot shows a software window titled '贈与税 平成28年 申告書 第1表の2 - [01] [エブソン 太郎]'. It has buttons for '登録(E)', '取消(U)', '印刷(P)', and '贈与者削除(R)'. Below these, there are two dropdown menus: '第一表の二 (租税特別措置法適用)' and '非課税枠' (set to '1,200万円'). At the bottom, there are fields for 'コード/氏名' (00 サンプル 太郎), 'フリガナ' (サンプル タロウ), '取得した財産の所在場所等', and '取得年月日' (住宅取得等資金の金額).

適用法	非課税枠	契約の締結日
第一表の二（租税特別措置法適用）	1,200 万円 ※ 700 万円	～平成 29 年 3 月 15 日まで
	1,500 万円 ※ 1,000 万円	～平成 27 年 12 月 31 日まで
第一表の三（震災特例法適用）	1,500 万円 ※ 1,000 万円	平成 31 年 6 月 30 日まで

※ 省エネ等住宅の場合に適用

### 3-3. 相続税申告書等の様式変更（相続税改正対応）

被相続人の個人番号の記載不要に伴い、相続税の申告書 第1表および相続税の修正申告書 第1表の被相続人の個人番号欄が変更になりました。

## ■相続税の申告書 第1表 (新様式)

税務署長		相続税の申告書		FD3555	
年 月 日 提出		相続開始年月日 28 年 11 月 28 日		※申告期限延長日 年 月 日	
フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
氏名		(被相続人) サンプル タロウ		サンプル ハナコ	
個人番号又は法人番号		サンプル 太郎		サンプル 花子	
生 年 月 日		昭和 50 年 1 月 1 日 (年齢 41 歳)		年 月 日 (年齢 歳)	

※被相続人の個人番号記載欄が削除されました。

相続税の申告書を作成される場合、被相続人については「個人番号」の入力は必要ありません。 (入力した場合でも印刷はされません)

個人情報登録

閉じる(C) 印刷(H) 検索(R) 一覧(L) 削除(D) 項目コピー(K) 転記(T)

コード  個人番号

フリガナ

氏名

郵便番号

住所

「個人番号」欄は、[ファイル]→[マイナンバーパスワード設定]でマイナンバーパスワードを設定すると表示されます。

## 4. 贈与税 平成28年分の先行入力、過年分データの利用について

### 4-1. 平成28年贈与税 贈与財産データの先行入力

- (1) 相続・贈与税顧問 Ver.H28.1 の「贈与税 平成 27 年」で、案件データを作成して平成 28 年分贈与税の財産データを先行入力することができます。
  - ・住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、第一表の二の「非課税枠」の選択リストで適用を受ける金額を選択します。Ver.H28.2 へデータ変換後は、そのまま設定されています。
- (2) 相続・贈与税顧問 Ver.H27.3 または Ver.H27.2 の「贈与税 平成 27 年」で、平成 28 年分贈与税を先行入力することができます。
  - ・Ver.H28.2 をセットアップ後は、相続税案件選択の「旧バージョンデータ読込」で案件データを移行します。
  - ・贈与税案件データのみを取込む場合は、Ver.H28.2 をセットアップ後に案件選択後の贈与税案件選択で「旧案件取込」により、平成 28 年の贈与税案件データを取り込んでください。

相続税 R4 へコンバートする場合、相続・贈与税顧問の贈与税案件は、平成 28 年分の贈与税案件を含め、すべて「過去申告参照」としてコンバートされます。

(相続税 R4 贈与税の「種類別財産入力」へは、移行しません)

相続税 R4 H28 (Ver. 16. 2) のリリース前に、平成 28 年分の贈与税の申告データを入力する場合は、相続税 R4 H28 (Ver. 16. 1) でコンバートした後に入力を行ってください。

## 4-2. 過年分データを利用する場合

過年分の贈与案件データを利用して、平成 28 年の贈与案件データを作成できます。

### (1) 「旧バージョンデータ読込」を利用する場合

平成 27 年分の相続案件（贈与案件データ）を利用して、「平成 28 年分」の贈与案件データを作成する場合は、相続税案件選択の「旧バージョンデータ読込」で案件データを移行してから、贈与税案件選択の「案件コピー」をクリックします。

①相続・贈与税顧問 H28 年を起動し、[オプション]→[旧バージョンデータ読込]を選択して、利用したい案件を読込みます。

②平成 27 年分の贈与案件データを利用する場合は、該当の相続税の案件選択後、[贈与税]→[案件選択・作成]より「案件コピー」を選択し、「コピーの目的：年度を繰り越して作成する」を選択して作成します。

過年度の入力データを利用する場合は、「コピーの目的：申告区分を変えずに複写する」を選択して、申告年を平成「28」年に変更して作成します。

### (2) 贈与税「旧案件取込」を利用する場合

贈与案件データのみを取り込んで利用する場合は、＜旧案件取込＞により「平成 27 年」までの贈与案件データを取り込み、＜案件コピー＞をクリックします。

平成 27 年分の贈与案件データを利用する場合は、該当の相続案件を選択後、[贈与税]→[案件選択・作成]より「案件コピー」を選択し、「コピーの目的：年度を繰り越して作成する」を選択して作成します。

過年分の入力データを利用する場合は、「コピーの目的：申告区分を変えずに複写する」を選択して、申告年を平成「28」年に変更して作成します。

## 5. バージョンアップについて

Ver.H28.20 へバージョンアップする場合、既にセットアップしている相続・贈与税顧問 Ver.H28.10 をアンインストールする必要はありません。上書きでセットアップします。相続・贈与税顧問 平成 28 年版 Ver.H28.10（贈与税 平成 27 年）が、Ver.H28.20（贈与税 平成 28 年）に置き換わります。

※Ver.H28.20 へバージョンアップ後、贈与税 案件選択の「申告年」が前年（平成 27 年）以前の案件は、画面全体を入力不可としているため、訂正入力や申告書の印刷などは行えません。修正申告は、申告年に応じた年度のプログラムをご使用ください。

### ■案件データの変換処理

以下の処理が起動されたときに、相続・贈与税顧問 Ver.H28.2 用のデータに変換処理を行います。

#### (1) 相続・贈与税顧問システムを最初に起動したとき（全案件一括）

相続・贈与税顧問 Ver.H28.1 や財産評価顧問 Ver.H28.1 で作成した案件データを一括でデータ変換します。

※システム起動時は、全案件データ一括で変換処理を行うため、バージョンアップ後に最初にシステムを起動したときには、若干時間がかかる場合があります。

#### (2) 案件選択画面でリストアが行われたとき（1 案件ごと）

相続・贈与税顧問 Ver.H28.1 や財産評価顧問 Ver.H28.1 のバックアップデータをリストアしたときに、データ変換処理を行います。

#### (3) 旧バージョンデータ読込が行われたとき（1 案件ごと）

相続・贈与税顧問 Ver.H27.3 で平成 28 年分の贈与税データを先行入力している場合など、バージョンアップ後に旧バージョンデータ読込を行うと、データ変換処理を行います。

※バージョンアップ前に、Ver.H28.1 において「旧バージョンデータ読込」で移行した案件データは、Ver.H27.3 で作成していた贈与税データも一緒に取り込まれています。

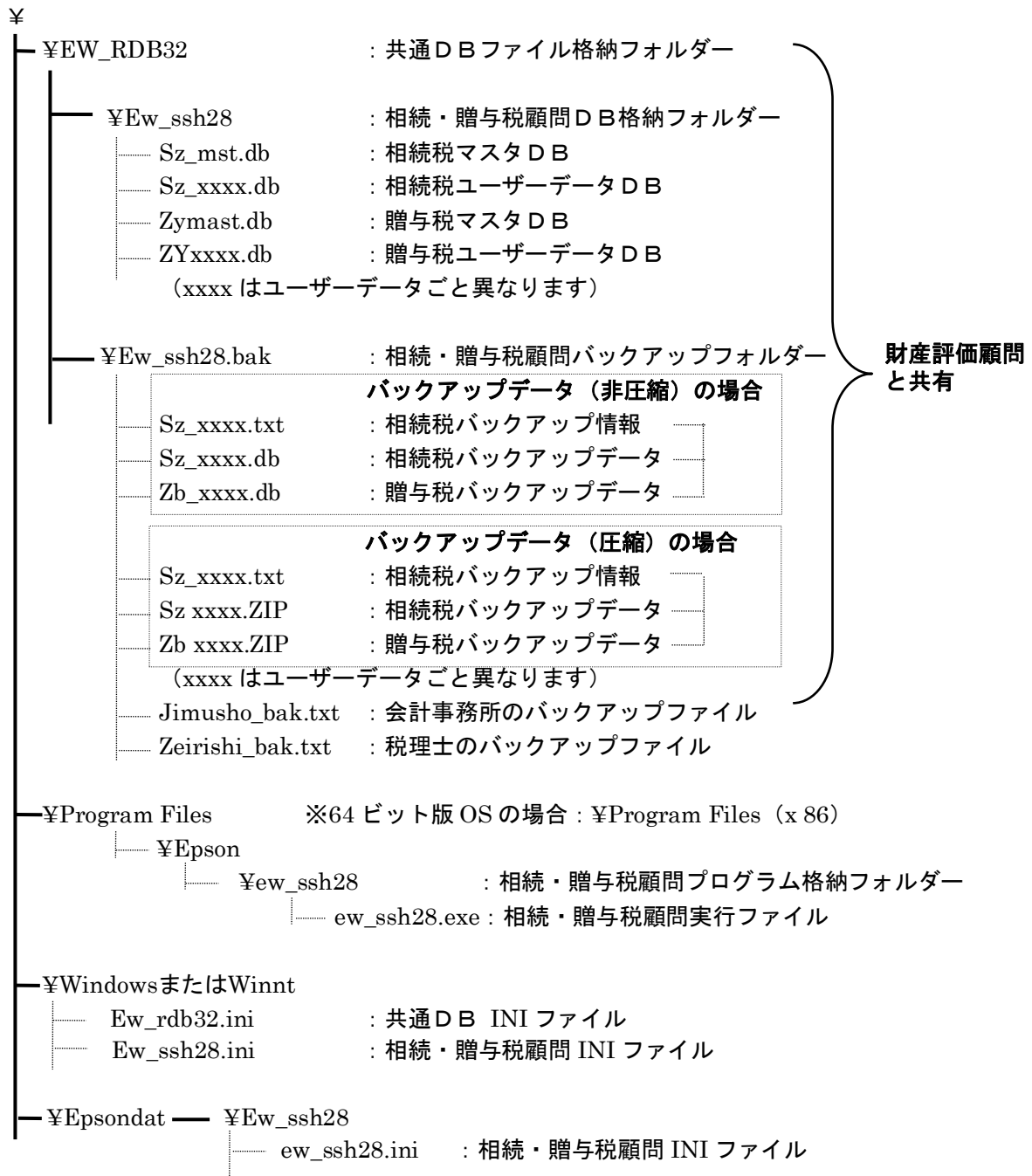
#### (4) 贈与税案件選択 旧案件取込が行われたとき

贈与税案件選択画面で「旧案件取込」により「平成 27 年」までの贈与税案件データの取り込みを行うと、データ変換処理を行います。

## 6. フォルダの構成

Ver.H28.20 プログラムのフォルダは次のとおりです。

Ver.H28.10 のプログラムフォルダと同じフォルダに登録されます。



以上、よろしくお願ひします。